

せたがや スタ研 ニュース

第 **41** 号
2004.3.20

発行 世田谷区商店街連合会スタンプ研究会
代表・田中省一
事務局 150-0002 渋谷区渋谷1-8-6
宮益坂STビル902 (有)パルフレックス内
TEL 5774-6974 FAX 5774-6975
Eメール iwakiri@palflex.co.jp
編集 (有)商店街情報センター
TEL 3674-7390 FAX 3674-7359
Eメール hhh-6216@mxd mesh ne jp

『スタ研ニュース・41号』紙面構成

改訂直前、消費税法 スタンプ実施商店会の
チェックポイント
講演 スタンプ発行未回収分は、預かり金処理
で正確な経理を
NEWS & REPORT
スタ研からのお知らせなど

表1 課税基準期間と課税期間

(1) 決算月が3～12月までの場合

・課税基準期間 2002年決算月の翌月以降の1年間
(3月決算なら、2002年4月～2003年3月、12月
決算なら2003年1月～12月)
*この期間の課税売り上げが1,000万円を超すと課
税事業者となる。

・課税期間 2004年決算月の翌月以降の1年間
(3月決算なら、2004年4月～2005年3月、12月
決算なら2005年1月～12月)
*この期間の課税売り上げが1,000万円以下でも、
課税事業者は消費税の申告・納税が義務づけられ
る。

(2) 決算月が1月か2月の場合、

・課税基準期間 2003年決算月の翌月以降の1年間
(2月決算なら、2003年3月～2004年2月)
・課税期間 2005年決算月の翌月以降の1年間
(2月決算なら、2005年3月～2006年2月)

**基準期間の課税売り上げ
1千万円超は課税事業者**
4月からの消費税法改定について、
スタンプ事業を実施している商店会

(任意の有志グループも含む)で最も
注意しなければならぬのは、課税
基準期間の課税売り上げが1000
万円超から3000万円以内の商店

【1】課税事業者になるかどうかの確認を

改訂直前、消費税法 スタンプ実施商店会のチェックポイント

4月1日から消費税法が改定される。消費税と、スタンプ・ポイントカード(以下、スタンプと略)事業との関
係については前号で概要をのべたが、一部訂正と留意点の補足、そして「消費税法改訂直前のチェックポイント」
をまとめてみた。
「文責 (有)商店街情報センター・樋口泰雄」

会だろう。従来は免税事業者だった
が、4月以降は課税事業者となり、そ
の届けを申告前に提出しなければな
らないからだ。

注意すべき点は、課税事業者は、課
税期間の課税売り上げが1000万
円以下でも、消費税の納税が義務づ
けられること。逆に、免税事業者は、
課税期間の課税売り上げが1000
万円超でも、納税は不要となる。課税
基準期間と課税期間は表1の通り。
なお、今回の消費税法改定で、簡易
課税制度の適用を受けられる事業者
は、課税売り上げ高が2億円以下か
ら5000万円以下になるが、スタ
ンプの場合、事業区分が第五種事業
(サービス事業)になり、みなし仕入
れ率が50%なので、適用を受けるメ
リットは、一般的にはあまりない。

【2】課税売り上げと課税仕入 (表2参照)

1・課税売り上げ科目

消費税の課税事業者になるかどうかのポイントとなる課税売り上げの科目は以下の通り。

スタンプ以外に、福引券や広告収入など会の実施している全ての課税事業の売り上げが対象となるので、「スタンプの売り上げは1000万円以下だから課税事業者ではない」と言い切れない。

(1)スタンプ発行

まずはスタンプ発行(独立店やチェーン店が自店や支店で発行する場合は課税売り上げとはみなされない。対象となるのは、商店会など異なる事業者同士で取引する場合)。

スタンプ発行については、発行時に

全額を売り上げとする方式と、回収時に、回収されたスタンプを課税売り上げに計上する方式、そして預かり金と手数料売り上げに分け、手数料と未回収スタンプのみを課税売り上げとする方式がある。

*「スタンプは非課税の商品券と同じで『物品切手等』に該当するので、消費税を課税するのはおかしい」という意見も少なくないが、国税庁は「スタンプは物品切手に該当しない」という指導をしている。

・発行時全額課税

多いのは烏山駅前通り振組など、会

が加盟店に発行する際、全額に課税する方式。

烏山駅前通り振組では、スタンプ5000枚を消費税込み1万円で加盟店に発行している。この場合、加盟店は、本体価格9524円、仮払い消費税476円の支出となる。振組は本体価格9524円、仮受け消費税476円の収入となる。

・回収時全額課税

会が「スタンプ発行額全額を預かり金処理」している場合は、加盟店からスタンプを回収した時点で課税売り上げとし、未回収スタンプは収益計上時(発行事業年度の翌期首から3年を経過した日の属する事業年度終了時)に課税売り上げとする(回収時は「単に

預かり金が除去されただけなので不課税」という考え方もある)。

この場合(会が加盟店への発行額を預かり金とした場合)でも、加盟店は、「預け金ではなく、課税仕入れとする」ことが認められている例もある。

この方式が認められるには、発行、回収について年度別管理をすることが必要になる。現実の問題として、回収されたスタンプ1枚ごとの発行年度を把握するのは難しいが、過去4年度分の平均回収率をもとに4年前発行分の未回収分を計算するなどの方法でも認められるようだ。

・手数料と未回収分のみ課税

スタンプ発行額を手数料と預かり金に分け、手数料のみを課税売り上げと

表2 勘定科目ごとの消費税課税の有無

[売り上げ科目]	
スタンプ売り上げ*	課税
福引券収入	課税
宣伝広告収入	課税
手数料収入	課税
一般賦課金収入	不課税
教育情報賦課金収入	課税
旅行会費収入	課税
加入金収入	不課税
補助金収入	不課税
会員から受け取る償還負担金収入	不課税
共同施設維持管理賦課金収入*	課税
受取利息	非課税
寄付	不課税
[仕入れ科目]	
加盟店回収スタンプ*	課税
預金回収スタンプ*	非課税
イベント回収スタンプ*	非課税
宣伝広告費	課税
イベント費	課税
建設業者への共同施設建設代金支払	課税
共同施設借入金返済	不課税
共同施設管理費	課税
減価償却費	不課税
人件費(通勤費除く)	不課税
旅費・交通費	課税
会議費(会場費資料代)	課税
事務所家賃	課税
地代&居住用家賃	非課税
交際費(祝金・香典・餞別以外)	課税
交際費(祝金・香典・餞別)	不課税
寄付金(金銭)	不課税
関係団体負担金	不課税
保険料	非課税
支払利息	非課税

する方式。この場合の預かり金は、消費者が使える分（加盟店での買い物、イベント参加等）で、一定期間後に未回収の分は課税売り上げとする（この点については、「一定期間後の未回収分は、債務免除益＝不課税とする」という考え方もある）。法人税については、この分は収益として計上する。

発行したスタンプの年度別管理を必要とする点は回収時全額課税と同じ。

例は少ないが、北海道、広島県などでは、この方式で何年も継続して申告・受理されている会がある。

(2) 賦課金

一般賦課金は不課税

会運営のため、経常的に要する費用を会員に分担させるような一般賦課金（会費）は、「会員にその旨、通知すること」を前提に不課税とされる。

ただ、視察や研修、街路灯電気代などの収入は、「賦課金」と名付けても、「対価を伴う売り上げ」として、課税売り上げとされる。

(3) その他の課税売り上げ

スタンプ以外の課税売り上げとしては、福引券の売り上げ、広告、加盟店から徴収する電気代、対価性のある協賛金（装飾など）や手数料収入、事業用家賃収入などは、課税売り上げとなる。

(4) 補助金、受取利息等は課税対象外
行政等からの補助金、補助金返済のための会員負担分、居住用家賃収入、商品券売り上げなどは、課税対象外。補助金については、消費税込みとすることも可能だが、その場合、還付は認められないという。

2・課税仕入れ科目

(1) スタンプ回収

・預金&イベント回収は課税仕入れに
ならず！

加盟店が顧客から回収したスタンプを会で換金すると、会にとつては課税仕入れとなる。ただ、預金やイベント、チケットなどの常時交換回収は課税取引とはみなされない。

しかし、イベントや常時交換は会が業者に支払う経費の中に消費税が含まれているので、その分が課税仕入れとなる。

(2) その他の課税仕入れ

このほか課税仕入れとされるのは、宣伝装飾、景品、印刷、消耗品、交通、通信など消費税を払った経費。

(3) 給与、賦課金、地代等は対象外

給与、団体の賦課金、寄付などは不課税、地代・居住用家賃などは、非課税として共に消費税が課税されないの

で、課税仕入れにはならない。

* 不課税取引と非課税取引

共に消費税の対象とならない取引。不課税取引は、「消費税の取り扱い上、最初から課税取引の枠からはずれる取引（対象外取引）。国外取引や団体の一般賦課金、給与の支払い、生活用の資産譲渡、補償金・損害賠償金など。

非課税取引は、取引の性格から消費税課税になじまないものや社会政策的な配慮から課税されない取引。土地の譲渡・貸し付け、住居の賃貸、社会保険医療、一定の学校の授業料・入学金ほか。

物品切手・商品券などの譲渡、家賃、保険料、支払い利息、関係団体負担金など。

【3】納税額

発行額の1%以下の会が大半
加盟店の仮払い分は殆ど相殺

消費税納税額は、課税売り上げから課税仕入れを引いた額の5%（仮受け消費税引く仮払い消費税）。

会がスタンプ発行額の5%を納税するということは殆どない。これは、回収スタンプ、イベント、宣伝などの課税仕入れがあるため、課税事業者で

も発行額の1%以下が大半。100%の回収があり、イベントや宣伝、印刷などの経費が手数料分と同額あれば、納税額は0となるし、回収とその他の経費が課税売り上げを上回れば、還付される。

加盟店の場合は、スタンプ購入の際に払った消費税の殆どが、顧客から預かった消費税で相殺される。しかもス



スタンプ会ではイベントや常時交換を活発に実施しているが、スタンプシールやポイントの回収は課税仕入れとならない
(写真は経堂振組のスタンプ説明チラシ)

課税売上高の回答

お尋ねのことについては、次のとおり回答します。

届出対象基礎期間	(自) 平成14年 4月 1日 ~ (至) 平成15年 3月31日 の事業年度		
収入の区分等	決算計上金額	備考	
	(税込額)	内課税売上高の金額 (税込額)	[課税売上以外の収入については、 その取引内容を簡記してください]
売 上 高	円	円	
雑 収 入	円	円	
その他の収入	円	円	
合 計	円	円 A	円 B 基準期間が1年でない場合は 12か月分に換算してください。

消費税課税事業者届出書

収受印

平成 年 月 日	(フリガナ) 納 税 者	(〒 -)
	種 別	(電話番号 - -)
	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合は 本店又は支店 の所在地を記す)	(〒 -)
	出 発 地	(電話番号 - -)
	(フリガナ) 名 称 (屋号)	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	(フリガナ) 代表者の住所	(電話番号 - -)

下記のとおり、基準期間における課税売上高が、100万円を超えることとなったので、消費税第57条第1項第1号の規定により届出します。

税務署の調査票

【4】留意点

1. 「課税売上高」調査への記入

決算月が1~3月の商店会や商店などの事業所には、「消費税課税売上高のお尋ね」と「消費税課税事業者届出書」という文書(左写真)が所轄の税務署から郵送されていないだろうか? この書類に記入されたデータで、税務署は、課税事業者かどうかを把握す

タンブ回収の多い店はスタンプ換金の際、消費税が戻ってくるので、受け取

るわけではない。

この調査表に基準期間の売り上げを記入する際、スタンプ発行額を預かり金と手数料に分ける場合は、その旨を記入しておくべきだ。

2. 税理士や税務署に確認を

今回の消費税改定により、課税事

る消費税のほうが多いケースも少なくない。



3月11日のスタ研全体会でゲスト参加した大阪市どんとこいスタンプ会の岡野代表は「消費税は、消費者に二重課税し、中小商業の活力を奪う悪税」と力説した

業者になりそうな場合は、税理士や税務署に確認をしていただきたい。

3月のスタ研にゲストとして参加された、大阪市淀川区十三の「どんとこいスタンプ会」代表の岡野氏は、「申告についてわからないところは抜かしておいて、資料を持参し、税務署に教えてもらいながら記入する」という。

今後、消費税率が上がるに従い、税務署のチェックも厳しくなることが予想される。地域コミュニティの重要な担い手として、公共的な存在でもある商店会は、経理を明確化し、決算の申告はきちんとしておくことが望まれる。「申告したことはなく、未回収分などが多いので心配」という会が仮にあつたら、税理士などとよく相談しながら対策を講じておくべきだ。

3. 収支の明確化と未回収対策

商店会は、任意団体でもみなし法人とされ、決算を申告するのが原則。申告していなかった会があるとする、任意団体でも、今後は税務署から申告指導がおこることもありうる。

現時点では当局の調査が入る可能性は少ないと思われるが、消費税が増税され、国の財政がより厳しくなった場合は、シビアにチェックするようになる可能性もある。新潟県のある任意のスタンプ会では、昨年末に税務当局から調査が入っている。

その場合、過去の収支、特に未回収スタンプの取扱いがチェックされるようだ。

また、今後は新たにチェーンや飲食・サービス業の加盟を増やさないと加盟店が減少する可能性があり、未回収スタンプの対応策はしっかりとっておくべきだろう。

今後5~10年程度の発行・回収の予測をして、収支計画を作成してはいかがだろうか。

4. 税込進呈か税抜きかの明確化
スタンプ会として、進呈単位について消費税込みか本体価格かを統一しておき、加盟店・消費者にその旨、明示する。

例えば、「100円買い上げにスタンプ1枚進呈」という場合、「消費税込

3ケースとも以下の条件を共通とする

- ・加盟店のスタンプ 2円
- 購入単価消費税込
- (うち消費者還元分 1.44円
- 消費者が買い物などで使える分)
- (うち会手数料 0.56円)
- ・消費者への進呈単位 105円(税込)
- ・満貼台紙の消費者利用額 350枚500円(税込)
- ・スタンプ有効期間 無期限
- ・スタンプ発行額 1,500万円(税込)
- ・過去4年間回収率 毎年90%
- *回収率は、回収枚数割る発行枚数で計算
- ・事務局があり、給与費は240万円

**ケース1
全額課税売り上げで発行時課税
(04年4月から課税事業者)**

< 収入 > (a)+(b) 2,300万円

(a)消費税課税売上(税込み)	1,800万円
・スタンプ発行額(税込)	1,500万円
・未回収スタンプ収益計上(税込)	100万円
・福引券などその他の課税売上(税込)	200万円
*仮受け消費税	857,142円

(b)消費税不課税・非課税売上 500万円

・一般賦課金その他 500万円

< 支出 > (a)+(b) 2,300万円

(a)消費税課税仕入れ	1,561.5万円
・スタンプ加盟店回収額(税込)	661.5万円
(総回収額945万円のうち70%)	
・イベント経費(税込)	300万円
・宣伝広告費(税込)	300万円
・その他の課税仕入れ(税込)	300万円
*仮払い消費税	743,571円

(b)消費税不課税・非課税仕入れ 538.5万円

・スタンプイベント回収 189万円

(回収額のうち20%)(常時交換分の回収含む)

・スタンプ預金回収 94.5万円

(回収額のうち10%)

・給与費 240万円

・その他 15万円

< 消費税納税額 > 113,571円

仮受け消費税 仮払い消費税 = 113,571円

この場合、総収入額2,300万円のうち、0.5%課税売り上げ1,800万円の0.6%

**使い方いろいろ
楽しみいろいろ**

ハートスタンプは100円に1枚!
スタンプを台紙いっぱい貼ると...

- 1 台紙1冊につき、加盟店で500円のお買物ができます。
- 2 旅行・スポーツ観戦・グルメ・高額商品券が当たる抽選会など楽しいイベントに参加できます。
- 3 指定金融機関のお取引口座に台紙1冊500円の預金ができます。
■昭和信用金庫 三軒茶屋支店 台3421-6101

Wチャンス ショッピング

500円のお買物に付いた台紙の中から毎月抽選で1,000円の商品券が当たります。ご応募・お振替等はお忘れなく。

ご注意

台紙に貼る枚数は同じです。
お手持ちの旧スタンプ・満貼り台紙は、今まで通りお使いいただけます。
また、旧スタンプは加盟店にて新スタンプと交換もできます。

ハートスタンプについてのお問い合わせは
中里ハートスタンプ会
(肉のモリヤ内)
TEL 3421-2425

スタンプ進呈基準は、消費税込みか別かを台紙などに明示しておくことも必要だろう(写真は中里通り振組の台紙)

みの100円」なのか、「本体価格100円」なのかを明示する。

そのうえで、会では「本体価格分にスタンプ進呈」であっても、加盟店が「税込み価格で進呈」といった独自のサービスをするのは自由とする(例えば、本体価格96円の商品の場合、会の進呈単位によれば0枚、独自サービスは1枚進呈となる)。

5・請求書・領収書への記載

課税事業者となる会は、スタンプの発行時に出す請求書・領収書の内訳に消費税額を記載することがベターだろう

う(消費税法上は、総額表示のみでよく税額記載は義務ではないが)。

6・スタンプの魅力を高める工夫

・努力

消費税改訂による各種手続き、事務処理の対策は大事だ。

一方、それ以上に大事なものは、個店の活用促進、環境・福祉・教育面でスタンプを使った地域貢献、ネットワークづくりなどに努めてイメージアップを図り、サービス業、チェーン店を含めた未加盟店の組織化を促進することなどではないか。

・福引券などその他の課税売上(税込) 200万円
 * 仮受け消費税 357,142円

(b)消費税不課税・非課税売上 500万円
 ・一般賦課金その他 500万円

* 免税事業者でも、消費税込みの価格で販売できる。

< 支出 > (a)+(b) 1,155万円

(a)消費税課税仕入れ(税込) 900万円
 ・イベント経費(税込) 300万円
 ・宣伝広告費(税込) 300万円
 ・その他の課税仕入れ(税込) 300万円
 * 仮払い消費税 428,571円

(b)消費税不課税・非課税仕入れ 255万円
 ・給与費 240万円
 ・その他 15万円

< 消費税納税額 > 71,429円

免税事業者だがこのケースの場合、仮受け消費税から仮払い消費税を引いた額、71,429円を納めている。これは、免税事業者でも各種経費の消費税は仮払いする必要があり、その額のほうが仮受け消費税より多いためだ。

消費税込売り上げから消費税を計算する方法

$$\text{消費税} = \text{消費税込売上} \times 5 \div 105$$

お詫びと訂正

本紙前号「消費税」記事で誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

[訂正点]

- ・1ページ 大見出し横の前文4行目下部の「消費者が使える分」は「手数料」の誤り
- ・4ページ 4段目見出し含め9行目の「60円」は、「60万円」
- ・5ページ 「シミュレーション」左側上から4行目、同課税対象売り上げ高「18,000,000円」は、「15,000,000円」

ケース2

発行額は全額預かり金、回収時に課税売り上げ(04年4月から課税事業者)

発行時は全額預かり金で、回収時に課税売り上げとする方式。

加盟店は発行時に預け金ではなく、販売促進費などで、課税仕入れとすることができるようだ。

しかし、課税売り上げの時期が変わるだけで、[ケース1]とそれほど変わりはないように思われる。[ケース1]と同じ発行額なら課税事業者であることに変わりはない。納税額も同じ。かえって、事務処理が煩雑になるだけと思われる。

ケース3

発行額を手数料と預かり金に分け、発行時は手数料のみ課税売り上げ(04年4月現在、免税事業者)

発行額を、消費者が買い物などに使える預かり金と会の運営費などに使う手数料に分ける。預かり金のうち回収された分は返済分とし、課税売り上げとはしない。その分だけ仮払いする消費税が少なくなる。同じ発行額、ほぼ同じ経理内容の[ケース1]と比べ、消費税納税額が少ない。この点が[ケース2]と大きく違う。5年目になっても回収されない分は課税売り上げとする。

手数料は課税売り上げとする。この場合は手数料とその他の課税売り上げの合計が1,000万円を超えない限り免税事業者のまま。

この方式については、税理士でも見解が分かれており、認められる場合と認められない場合があるようだ。

スタンプ発行額のうち、手数料のみを課税売り上げとする申告が長年、継続して認められている(税務署が申告について修正指導をしていない)事例は北海道や広島県にある。

スタンプ発行額(税込) 1,500万円
 < 預かり金 > 1,050万円(税込)
 スタンプ発行額から手数料を引いた額

< 収入 > (a)+(b) 1,250万円

(a)消費税課税売上(税込み) 750万円
 ・スタンプ手数料売上 450万円
 ・未回収スタンプ収益計上(税込) 100万円

スタンプ発行未回収分は、預かり金処理で正確な経理を

昨年8月の全体会で、スタンプ事業等に詳しい貞光節生税理士を招き、スタンプに関する税制問題全般について講演していただいた。前号では、消費
税について貞光氏の見解をスタ研での講演から紹介したが、本号では未回収スタンプ（ポイント）の処理方法等についての同氏の見解を紹介する。

会計の目的は経営成績監視

と決算時の財政状態明示

会計というのは税金を計算するためにあるわけではない。経営成績をしつかり監視することと決算時点における財政状態を明確に示すことが主な目的である。他にも用途はあるが、この2つがあれば内部管理に使うこともできるし、外部への財務指標としても使える。

ところが法人税昭和55年通達が出て、多くの商品券発行組合やスタンプ会が経理の様式をこの通達の考え方に合わせた結果、スタンプ発行額全部を消費税課税対象とする土壌を作り、さらに、「現状の正確な把握をする」という経理本来の目的を無意味なものにしてしまった。

それまで、多くの事業者は発行した商品券は預かり金として負債に計上していたが、「発行額は発行時に全部売り上げにしない。その代わり未回収部分の見積り原価を損金に入れていい（経費の見越し計上は引当金）とい

うことで、引当金が一人歩きを始めた（未回収分に回収引当金といった名前をつけて、例えば10000円万発行したうちの8000円が回収されると、原価率8割、残り2割2000円を引当金繰入額という記帳にした）。

未回収分の引当金処理で

は正確な経理ができない

引当金というのは会計用語であり税法用語でもある。ただ、税法用語として引当金を使う時には、あるしほりがある。それは、引当金を決算書上、損金計上（引当金繰入額処理）していないとダメということ。

ところが、この通達の中に引当金という言葉はひとつもない。発行額を益金に入れたら、その見返りとして見積原価を損金に入れていいということだけ。何も引当金を計上しろなどと要求していない。

それどころか昭和55年通達の逐条解説には、「これまでのやり方（発行額の預かり金計上）も合理性がある」とま

で書いてある。それなのに大半の会が預かり金計上をやめ、引当金計上にしてしまった。

「預かり金だろうと引当金だろうといいじゃないか」という議論はあるだろう。引当金を正味残っている未回収の商品券部分で計上すれば、これはいい。しかし税法に則った引当金として認められるのは過去4年間の未回収分だけ。実際には5年以上前に発行した分の未回収分も返ってくる（有効期間が無期限の場合）。ということは、現実の負債より、帳簿上の負債が少なくなるということ。そんな貸借対照表をベースにして、これからの計画を立てるのはナンセンス。未回収分の引当金処理というのはこういう大問題を抱えている。元の預かり金処理に戻すべきだ。

未回収は預かり金とし、

一定期間後消却

この場合、「10年も20年も前の預かり金をずっと残すのか」という問題があるが、「ある期間（例えば、回収分が

全体の1%以下になった年まで）が経過したら消却する」ことにする。この期間は各会が回収状況などの実情に応じて決めればよい。

年度別回収状況を知るにはスタンプの色を毎年変えるとか、年度を印刷し抜き取り調査をすればいい。

この消却は所得に一切計上しない。なおかつ債務を認識するという処理方法だ。これは税務申告上の問題で、会計帳簿には一切影響しないという頑とした姿勢を取り戻してほしい。

国税庁も預かり金方式

を否定はしていない

税法は上位法律の商法に基づく会計基準に口出しをする立場にない。しかも、この問題は税法ではなく通達でふれているだけ。通達とは行政間の内部文書で法的拘束力を持つものではない。つまり、必ずしも通達通りに会計処理をしなくてもいい。しかも、国の担当者も「従来の預かり金方式にも合理性はある」と認めている。

環境

桜新町振組の環境にやさしい商店街づくり
推進力は女性部

(昨年10月のスタ研全体会での報告等より)

桜新町振組が「環境にやさしい商店街」活動を本格的に始めたのは、区の「01年度商店街等ごみ減量・リサイクル活動支援事業」の重点モデル活動指定を受けてから。生ごみ回収と堆肥化など日常的な活動を継続し、また買い物袋や容器持参者にはポイントサービスをするなどで、来街者へのPRと販促につなげる工夫をしているのが大きな特徴。

今年2月には、スタ研で知り合った立川市商連女性部の視察団約30人が桜新町を訪れ、情報交換会を開催している。この4月18日に予定しているさくらまつりでも、エココーナーを設置し、生ごみ肥料を推進すると共にPRをする。

利益を生み、払うべき税金は払うという発想を
法人税というのは利益に対して課税

されるもので、利益がなければ資金ショートするのはわかりきっている。だから、「法人税を払わないためにどうするか」という発想は誤り。もし法人

同振組でのエコ活動は女性部が中心となっている。具体的には、年数回のイベント時の準備・出展、常時実施している生ごみ回収機の管理と肥料化などに役員数人が動いている。部長の三留恵子さんは、「すぐに各店の売り上げにつながるという事業ではないが、継続することで多くの店や住民の方々にエコの意識が浸透し、それが商店街のイメージアップにもつながると信じている。反応がないとさみしくなることもあるが、楽しみながらやるように努めている」と言う。

桜新町商店街各店舗のエコへの取り組みを紹介している「エコロジー探検マップ」



税が課税されたら喜んで払う。その1.5倍くらいの資金がそれにより自己留保金として蓄積されるわけだから。無駄な法人税を払う必要はない

が。法人税を払わなければ絶対に企業は安定しない。

「桜新町振組の工」活動」

・01年10月～1年間 家庭用生ごみ処理機を事務所前に試験的に設置

・01年11月～1年間 空き缶回収ボックスを商店会事務所前に設置。イベント時には空き缶プレス機を会場に設置し、回収及びPR。回収した空き缶は近所の資源再利用団体に寄付。

・02年3月～ 特製買い物物袋(チエリバッグ)を作成し、満点ポイントカード(500円分)と交換、持参者にポイントサービス。

・03年2月～ 区から貸与された業務用生ごみ処理機を設置、地域住民から持ち寄ってもらった生ごみを乾燥させ、近くの東京農大リサイクル研究センターで堆肥してもらい、近隣の住民及び交流している青森や兵庫の農家に進呈。それらの農家からりんごやきゅうりを購入、イベント時のポイントカード抽選会などで、そのことを説明しながら配布。

・03年10月 商店会&各店のエコへの取り組みを説明した「エコロジー探検マップ」5000部を、法政大学の研究室やNPOえこひろばの協力を得て作成、配布。

*このほか、01年度から03年度までに振組組合員及び地域住民と合同の勉強会を数回実施している。

区内各地に広がるクリーン作戦&地域通貨

月1回の清掃作戦で「こみ激減」
エコダイヤ(昨年12月のスタ研全体会での報告より)

昨年2月に行われた烏山クリーン・クリーン大作戦(いい・こみゆにてい世田谷、東商との共同実験)を皮切りに区内各地で住民主体のクリーン作戦が広がっている。

烏山では、「この活動は続けたい」という大作戦参加者を中心に「スクラム烏山」という組織をつくり、昨年7月から毎月第1日曜の午前に京王線烏山駅周辺のクリーン作戦を継続している。参加者は毎月50～60人。高齢者、主婦、会社員、大学生、高校生など職業も年代も様々。スクラムに参加している団体のメンバーのほか商店街の街頭放送などで知ったという家族連れや個人も参加している。

継続の力は大きい。この活動の話が広がったためか、たばこや空き缶などのポイ捨てをする人も減ってきた。このため3月からは、清掃と花整備の2グループに分けて活動している。

参加者には、「感謝の気持ち」として、烏山地区のダイヤスタンプ加盟店で使えるエコダイヤ10枚(1枚50円相

当分)を進呈している。この経費は烏山駅前通り振組で負担している。商店街だけでなく、参加者同士の助け合いにも利用してもらえればとメンバーは期待している。

「世田谷線沿線の各拠点で「クリーン大作戦」&「せたがやポイント」

2月11日に、三軒茶屋、世田谷、松陰神社、下高井戸など世田谷線沿線各駅の商店街で、「いい・こみゆにてい世田谷」の支援を得て、「駅と商店街のコラボレート クリーン大作戦」が展開された。

この「大作戦」の告知は、世田谷線ポスター「かわらばん」という情報紙(商店街・商店の情報も掲載されるもので、駅や協力店に置く)やHPなどで実施。



写真上・世田谷線駅と商店街のコラボレート『クリーン大作戦』のポスター



地域貢献・清掃活動として世田谷線沿線の各拠点でいっせいに掃除が行なわれた(写真上は下高井戸、写真右は松陰神社通りの受付所)

参加者は313人で、全員に「市民生活と地域振興のための地域通貨・せたがやポイント」10枚(500円分)を進呈した。

「せたがやポイント」は、助け合いに使うほか、各地区の協力店で使える地域通貨。大きさや利用価値は烏山のエコダイヤを参考にした。ただ、こちらは実験ということで、有効期限は3月10日まで。

このポイントは協力店に買ってもらったことも特徴。半分は東急電鉄が買い取り。協力店にとって自店で使われる保証はないが、地域活性化の活動に

活用しよう！スタ研共同チケット

スタ研共同チケットは、電話一本でホテル飲食店や旅行、映画等のチケットやパンフなどを入手でき、支払いは消費者が使った後でよく、無駄がありません。交換する台紙冊数は各会が自由に決められるという便利な仕組みです。

チケットは、各単会で直接、注文することができですが、初めて注文する場合は必ずスタ研事務局へご連絡ください。また、現メニュー以外でもご希望があれば検討します。

* ホテル食事券は京王プラザ以外は改装などで中断中です。詳細は事務局へ。

参加している店というイメージアップが期待できるほか、前述した「かわらばん」に紹介される。

今回、参加者を対象にアンケートをしたが、「いい・こみゆにてい世田谷」では、その結果を元に新年度の方針を決める。

スタ研MLへの加入申込は事務局へ

Eメールアドレスをお持ちの方に、スタ研メーリングリスト(ML)への加入をお勧めします。

入会金や会費などは不要です。商店会名と担当者名を送信してください。Eメールアドレスは

iwakin@palflex.co.jp

ニュース・投稿歓迎

ニュース・話題がありましたら、本紙編集部、商店街情報センターまでご連絡ください。連絡先は1頁題字横

『スタ研バックナンバー』はHPで

『スタ研』1号から最新号までの内容がHPからご覧いただけます。アンケートもここからご回答いただけます。

<http://www.2d.biglobe.ne.jp/icc/setagaya/sutaken/sutaken01.html>

スタ研加盟商店会実態調査の中間報告

都合のつかなかった1商店会を除く25商店会と羽衣振組について聞き取り調査。

調査はスタ研事務局担当の(有)パルフレックスが担当。

加盟全商店会を訪れヒアリングをしたのは今回が初めて。

調査に当たった荻野、岩切両氏の話。

皆さん、非常に協力的でスタンプ発行状況や台紙、スタンプ、ポイントカード、チラシ等の資料も提供してください。改めて感謝したい。

実際に回ってみると、売り出しイベント企画やこれまで知らないことがずいぶんあった。

ただ、景況は厳しく、加盟店の減少、売り出しの減少に悩む会が大半だった。それでも伸びている会が2つあった。

「ほかの会はどんなことをしているのか教えてほしい」という希望が非常に多かった。

など。
*これらの調査結果をまとめて発表する報告会は5月までに開催する。

全体会報告

3月

日時 11日(木)午後8時半～10時半
場所 しゃねなあと3階教室
出席 14名

*ゲストとして岡野正巳(大阪市十三・どんとこいスタンプ会代表)、三橋重昭(商業コンサルタント、タウンマネージャー)の両氏が参加。

【議事】

1. スタ研加盟商店会実態調査中間報告(荻野、岩切氏)(骨子別掲)
2. 三橋氏から、消費税問題について説明
3. 岡野氏から、どんとこいスタンプ会について報告
4. 情報交換

世田谷線沿線の3商店会(世田谷三栄会、下高井戸、松陰神社通り)が同時に開催した「せたがやポイント」について、「いい・こみゆにてい世田谷」の藤井氏が報告。

運営委員会予定

3月

日時 30日(火)午後8時半～10時
場所 しゃねなあと3階教室

【議事】

1. 今年度の事業報告・決算
2. 新年度の体制、事業計画、予算